

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 工事及び業務の対応の延長について

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂を踏まえ、建設現場の「三つの蜜」の回避等に向けて建設企業で実施されている取組事例を拡充させたほか、オフィス等における対策や通勤時の対策、感染者が発生した場合の対応等を盛り込んだ「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」をとりまとめました。

○[国土交通省からの通知文](#)

別紙1：[「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」の作成について](#)

別紙2：[緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について](#)

別紙3：[新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における工事及び業務の対応について](#)

（参考）

[新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について（4月24日）](#)